

○一部事務組合下田メディカルセンター会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用に関する規則

令和2年3月31日
一部事務組合下田メディカルセンター規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2及び同法第23条の3第4項の規定に基づき、一部事務組合下田メディカルセンターの会計年度任用職員及び臨時的任用職員（以下「会計年度任用職員等」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 会計年度任用職員等の任用については、下田市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用に関する規則（令和2年下田市規則第29号）の例による。

(委任)

第3条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。